

特許権	判決年月日	平成30年12月18日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	平成30年(行ケ)第10057号		

○ 共同での特許無効審判請求に対し無効審決がされたところ、特許権者が、共同審判請求人の一部のみを被告として審決取消訴訟を当該審決の取消訴訟を提起したにとどまり、被告とされなかった共同審判請求人との関係で出訴期間を経過した場合には、審決取消訴訟は訴えの利益を欠く不適法なものとして却下されるべきである。

(事件類型) 審決(無効)取消 (結論) 却下

(関連条文) 特許法125条, 132条1項

(関連する権利番号等) 無効2017-800023号, 特許第3910705号

判決要旨

1 本件は、発明の名称を「二次元コード、ステルスコード、情報コードの読み取り装置及びステルスコードの読み取り装置」とする発明に係る特許について、被告及び訴外会社が共同でした無効審判請求に係る無効審決の取消訴訟である。原告らは、共同審判請求人2名のうち1名のみを被告として本件訴訟を提起し、訴外会社との関係では、審決取消訴訟が提起されないまま出訴期間を経過した。争点は、訴えの利益等である。

2 本判決は、概略、以下のとおり判示し、本件訴えは、訴えの利益を欠く不適法なものとして、これを却下した。

(1) 本件審決は、被告及び訴外会社が共同審判請求人となって請求された特許無効審判事件に係るものであり、原告らは、被告のみを相手方とし、訴外会社については被告としておらず、訴外会社との関係では、出訴期間を既に経過している。

そうすると、本件審決は、訴外会社との関係においては、出訴期間の経過により既に確定したこととなり、本件特許の特許権は初めから存在しなかったものとみなされるから、本件訴えは訴えの利益を欠く不適法なものである。

(2) 特許法132条1項は、本来、各請求人は、単独で特許無効審判請求をし得るところ、同一の目的を達成するためにこのような共同での審判請求を行い得ることとし、審判手続及び判断の統一を図ったものである。もっとも、この場合の審決を不服として提起される審決取消訴訟につき固有必要的共同訴訟であるとする規定はなく、審決の合一的確定を図るとする規定もない。

また、同一特許について複数人が同時期に特許無効審判請求をしようとする場合の特許無効審判手続の態様としては、①共同審判請求の場合のほか、②別個独立に請求された審判手続が併合された場合、③別個独立に請求された審判手続が併合されないまま進行する場合の3つが考えられる。上記③の場合に無効審決がされたときは、その取消訴訟をもって必要的共同訴訟と解する余地がないことに鑑みると、事実及び証拠が同一であるか異なるかに関わりなく、複数の特許無効審判請求につき、請求不成立審決と無効審決とがいず

れも確定するという事態は、特許法上当然想定されているものといえる。また、別個独立に請求された審判手続がたまたま併合された上記②の場合に無効審決がされたときも、上記③の場合と取扱いを異にすべき合理的理由はない。そうすると、上記①の場合に、被請求人である特許権者の共同審判請求人に対する対応が異なった結果として上記と同様の事態が生じることも、特許法上想定されないこととはいえない。①及び②の場合にされた請求不成立審決に対し、その請求人の一部のみが提起した審決取消訴訟がなお適法とされるのも、このためと解される。

このように、共同審判請求に対する審決につき合一的確定を図ることは、法文上の根拠がなく、その必然性も認められないことに鑑みると、その請求人の一部のみを被告として審決取消訴訟を提起した場合に、被告とされなかった請求人との関係で審決の確定が妨げられることもないと解される。

(3) また、前記のとおり、共同審判請求に対する審決につき合一的確定を図ることは法文上の根拠がなく、その必然性も認められないことから、当該審決に対する取消訴訟をもって固有必要的共同訴訟ということはできない。